

要員認証管理委員会

1.1 はじめに

社団法人日本溶接協会（以下、協会という）は、公益性の高い資格認証制度を実施している機関（いわゆる第三者機関）であるが、認証制度そのものは民間の独自の制度であった。認証制度の国際的ルールに対応した公平性と透明性のある適切な認証制度とすることを目的として、財団法人日本適合性認定協会（JAB）から要員認証機関としての認定を1999（平成11）年3月に取得し、現在

まで継続して維持している。

要員認証機関には認証業務の独立性と公平性の確保が要求され、それを担当する委員会として要員認証管理委員会が設置されているが、認定取得から現在までの10年間において、その体制について若干の変更が行われている。以下に、2004年のJAB基準の改定への対応を中心として、JAB認定の維持の状況を示す。

1.2 要員認証機関としての体制

要員認証管理委員会の下には各要員分野別に各々の認証・評価業務を担当する委員会が置かれ、要員認証管理委員会は認証業務の管理主体としてこれらの各委員会を統括している。

- (1) 要員認証管理委員会が設置された当初は、JAB認定対象である溶接管理技術者の認証・評価委員会および溶接技能者の認証委員会と地区検定委員会が置かれ、また認定対象外ではあるがマイクロ溶ダリング要員の認証・評価委員会が置かれていた。
- (2) 2003年の電気事業法の改正により、発電設備用溶接士の認証についてもJAB認定を取得する必要性が生じ、2005年12月にその認証・

評価を担当する委員会が要員認証管理委員会の管理下に置かれた。しかしその後、電気事業法の解釈を示す技術基準等が改正されたことにより、発電設備用溶接士の認証についてJAB認定を取得する必要がなくなり、同委員会については、技術基準・認証委員会の管理下に戻された。

- (3) 2008年4月には、建築鉄骨ロボット溶接オペレータの認証は技術基準に基づくものではないことから、その認証・評価を担当する委員会が、技術基準・認証委員会の管理下から要員認証管理委員会の管理下に変更され、現在に至っている。

1.3 JAB 認定の維持

認定取得から現在まで、7回のサーベイランス審査と3回の認定更新審査を受審している。審査においては、評価試験の立会、試験結果の評価を行う判定会議の立会および文書・記録の確認を主体とした事務所審査が行われるが、この10年間の審査履歴は表 1.1 に示すとおりである。

1.3.1 JAB基準の改定

要員認証機関の認定基準であるJAB CP100「要員の認証機関に対する認定の基準」およびJAB CP300「要員の認証機関に対する認定の基準についての指針」は、2003年3月に発行されたISO /

表 1.1 JAB 認定審査の履歴

審査区分	初回認定審査	第1回サーベイランス審査	第2回サーベイランス審査	
審査実施日	1998.12～1999.2	1999.12～2000.1	2001.2	
審査結果通知日	1999.3.5	2000.4.27	2001.5.10	
有効期間	1999.3.9～2002.3.8			
WE 評価試験立会	—	—	臨時試験（口述）	
WE 判定会議立会	—	評価委員会	臨時評価委員会	
WO 評価試験立会	東北地区（鷹巣技術専門学校） 四国地区（ポリテクセンター香川）	東部地区（中央検定場）	北陸地区（小松高等技術学校）	
WO 判定会議立会	東北地区	東部地区	北陸地区	
地区事務所審査	四国地区			
本部事務所審査	本部各委員会	本部各委員会	本部各委員会	
審査区分	第1回認定更新審査	第3回サーベイランス審査	第4回サーベイランス審査	
審査実施日	2002.1～2	2003.3	2003.12～2004.1	
審査結果通知日	2002.3.4	2003.5.29	2004.4.2	
有効期間	2002.3.9～2005.3.8			
WE 評価試験立会	—	—	—	
WE 判定会議立会	—	—	—	
WO 評価試験立会	九州地区（ポリテクセンター鹿児島） 東部地区（東京第一支部）	中部地区（地区検定試験場）	関西地区（ポリテクセンター兵庫）	
WO 判定会議立会	中国地区	中部地区	関西地区	
地区事務所審査	中国地区	中部地区	関西地区	
本部事務所審査	本部各委員会	本部各委員会	本部各委員会	
審査区分	第2回認定更新審査	第5回サーベイランス審査	第6回サーベイランス審査（新基準移行審査）	第7回サーベイランス審査
審査実施日	2004.10	2006.2	2006.9～10	2007.11～12
審査結果通知日	2005.3.1	2006.5.30	2006.12.26	2008.3.24
有効期間	2005.3.9～（2008.3.8）		（2005.3.9）～2009.3.8	
WE 評価試験立会	更新試験（札幌）	—	—	—
WE 判定会議立会	—	—	—	—
WO 評価試験立会	北海道地区（地区検定試験場）	東北地区（ポリテクセンター山形）	東部地区（中央検定場、東京都第一支部）	中国地区（エムイーシーテクノ株）
WO 判定会議立会	北海道地区	四国地区	東部地区	中国地区
地区事務所審査	北海道地区	四国地区	東部地区	中国地区
本部事務所審査	本部各委員会	本部各委員会	本部各委員会	本部各委員会
審査区分	第3回認定更新審査	(注1) WEは溶接管理技術者、WOは溶接技能者を示す。 (注2) 第6回サーベイランス/新基準移行の認定に伴い、有効期間は従来の3年が4年になった。 (注3) 第3回認定更新に伴い、サーベイランス審査及び更新審査時の事務所審査間隔が12か月から16か月に変更となった。		
審査実施日	2008.11～12			
審査結果通知日	2009.2.10			
有効期間	2009.3.9～2013.3.8			
WE 評価試験立会	口述試験（大阪）			
WE 判定会議立会	評価委員会			
WO 評価試験立会	北陸地区（ポリテクセンター福井・小浜分所）			
WO 判定会議立会	—			
地区事務所審査	—			
本部事務所審査	本部各委員会			

IEC 17024：2003（General requirements for bodies operating certification of persons）および2003年12月にIAF（国際認定機関フォーラム）から発行されたIAF GD 24（Guidance on the Application of ISO/IEC 17024）を受けて見直しが行われ、2004版として2004年3月20日付で改定された。

今回のJAB新基準の主要点は、①認証についての公平性の確保（協会組織全体としての公平性確保、個々の試験における公平性確保）、②認証

機関の要員（評価員、職員）の力量の確保、③マネジメントシステム全体のPDCAサイクルの機能強化等である。

1.3.2 協会の対応

(1) JAB新基準の原案がほぼ固まった2003年12月から、その対応の検討を開始した。検討の段階では、JAB認定維持のコストも勘案して方針を決めるべきとの意見もあったが、最終的にJAB認定を維持していくことを決定し、2006

年6月に要員認証品質マニュアル、規則および要領書等の品質システムの改訂を行った。主な変更内容は以下のとおりである。

- ① 公平性確保のための委員会及び認証スキーム委員会の設置要求については、管理主体である要員認証管理委員会が兼務することとした。
- ② 溶接技能者評価試験で使用する試験材料の製作、溶接後の試験片加工等を外部に依頼する場合は、下請負契約先管理を適用することとした。
- ③ 認証活動に対する倫理的な要求を受けた「認証業務に携わる者の行動規範」を作成するとともに、評価員、職員等の力量基準および業務実施状況の評価手順を追加した。
- ④ 評価試験の内容の妥当性についての定期的評価および改善の手順を追加した。
- ⑤ 試験物品（試験問題、試験材等）のセキュ

リティー確保の要求を追加した。

- ⑥ 受験申請の受付に際し、申請者の特別な要望への対応可否を判断する手順を追加した。
 - ⑦ 適格性証明書に認証基準（JIS等）の版を表示するとともに、適格性証明書の発行前に、認証者に対して、証明書を不正使用しない等を含む誓約書へ署名を求める手順を追加した。
 - ⑧ ISO 9001：2000に基づき継続的改善、予防処置等の手順を追加した。
- (2) 2006年9月に、第6回サーベイランス審査と併せて、新基準への移行認定審査を受審し、同12月に移行が認められた。なお、新基準への移行期間は当初、2005年1月から1年間であったが、溶接技能者の試験・認証データを管理するコンピュータシステムの更新時期との関係から、JABに対し移行期間の1年延長を提案し、認められたものであった。